

中津川市産材で家づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の山づくりを推進し、地域産材の利用拡大を図ることを目的として、中津川市産材を使用した建築物の建築主に対し、予算の範囲内において、中津川市産材で家づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市産材」とは、中津川市内において、森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令に適合した適切な手続により伐採された桧又は杉をいう。

(補助金交付の要件)

第3条 補助金の交付対象となる建築物（以下「補助建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築物に市産材を2立方メートル以上使用していること。
- (2) 建築物に使用する市産材は、岐阜証明材推進制度実施要領（平成19年1月24日付県流第463号林政部長通知）により証明された「ぎふ証明材」であること。
- (3) 中津川市内に本店、支店又は営業所を有する建築事業者が直接施工する建築物であること。
- (4) 別に定める用途に使用されるものであること。
- (5) 国内に建築されるものであること。
- (6) 令和7年4月1日以降に建築主と、第3号に定める建築事業者との間において、補助建築物の工事契約を締結した建築物であること。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、補助建築物の建築主とする。ただし、国内在住者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としない。

- (1) 中津川市税を滞納している者
- (2) 中津川市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月30日決裁）第3条各号に掲げるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助建築物に使用する市産材の使用量（立方メートルを単位とし、小数点以下第2位を切り捨て、小数点以下第1位まで求めるものとする。）に1立方メートル

当たり 20,000 円を乗じて得た額とする。ただし、1 棟当たり 500,000 円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

- 2 補助金申請される市産材が、岐阜県の「ぎふの木で家づくり推進事業実施要領（平成 3 年 5 月 21 日制定）」の木質部材の贈呈の補助対象となる場合には、前項の規定により算定した補助金の額から当該補助金の額を差し引いた額を補助する。

（交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助建築物が完成しその補助建築物の登記完了後 90 日以内に、中津川市産材で家づくり支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に、次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1） 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条の検査済証の写し（同法第 6 条第 1 項第 1 号に規定する補助建築物に限る。）
- （2） 前号以外の建築物については、建築基準法第 15 条第 1 項の規定による建築工事届の写し。ただし、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条に規定する建築士により設計されたものに限る。
- （3） 建築基準法第 6 条第 2 項に該当する建築物にあっては、宣誓書（様式第 2 号）
- （4） 補助建築物の建築場所を表示した位置図、補助建築物の各階平面図及び立面図
- （5） 市産材使用量計算書（様式第 3 号）並びに市産材及び県産材であることを証明する岐阜証明材推進制度による伝票の写し
- （6） 建築事業者が市内に住所を有する証明書（法人にあっては法人登記の登記事項証明書、個人にあっては住民票）
- （7） 不動産登記事項証明書（全部事項証明書）の写し（増改築の場合で建物表題変更登記をする必要がないとき又は 3 方向に壁がない場合その他の周壁性がない場合で建物表題登記をする必要がないときは省略可）
- （8） 補助建築物及び敷地の写真 2 点（完成後）
- （9） 補助建築物の内部写真各階 2 点

（交付決定通知）

第 9 条 市長は、前条の申請書を審査し、適当であると認めたときは補助金の交付を決定し、中津川市補助金交付規則第 4 条の規定による補助指令書により、適当と認められなかった場合は不交付とし、中津川市産材で家づくり支援事業不交付決定通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 申請者は、前条の交付決定通知を受けたときは、交付決定日から30日以内に中津川市産材で家づくり支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、申請者から前項の補助金交付請求書の提出があった場合において、内容が適正であると認めたときは、すみやかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第11条 申請者又は補助金の交付を受けた者が、提出した書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為をした場合は、市長は、補助金の交付決定を取り消し、及び交付した補助金の一部又は、全部の返還を命ずることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該補助金を返還しなければならない。

(書類の保管)

第12条 補助金の交付を受ける者は、「中津川市産材で家づくり支援事業」に関する書類について、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年　月　日

中津川市長　様

申込者

〒

住所

(ふりがな)

氏名

(法人にあっては法人名及び代表者名)

連絡先(電話番号)

中津川市産材で家づくり支援事業補助金交付申請書

中津川市産材で家づくり支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、同補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

申請に当たり、私は暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。また、記入内容に虚偽の内容がないこともあわせて宣誓します。

なお、本申込の審査を行うに当たり、下記事項に同意します。

①中津川市税の納入状況を調査すること（中津川市税納付対象者のみ）。

②必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会すること。

記

1 補助建築物の概要	建築場所 (都道府県名から記入して下さい。)	〒
	建築工期	年　月　日　～　年　月　日
	建築事業者名	名称 代表者名 住所 連絡先
2 市産材使用量	<u>m³</u> 別添「市産材使用量計算書（様式第3号）」のとおり	
3 補助金交付申請額	補助対象市産材（ <u>m³</u> ）数×20,000円 ①_____円 ぎふの木で家づくり推進事業による木質部材の贈呈事業の対象となる構造用木材の有無 有・無 (有の場合その内市補助負担額) ②_____円) 補助金対象額 (①-②) _____円	

4 法令等による許認可の有無	有・無
上記の内容	
5 補助建築物の用途区分	

添付書類

- ①建築検査済証の写し(建築確認が必要でない地域は建築工事届の写し。建築確認及び建築工事届が不要な場合は、宣誓書)
- ②建築場所の位置図と補助建築物の各階平面図及び立面図
- ③市産材使用量計算書(様式第3号)並びに市産材及び県産材であることを証する岐阜証明材推進制度による伝票の写し
- ④建築事業者が市内に住所を有する証明書(法人にあっては法人登録の登記事項証明書、個人にあっては住民票)
- ⑤不動産登記事項証明書(全部事項証明書)の写し(増改築の場合で建物表題変更登記をする必要がないとき又は3方向に壁がない場合その他の周壁性がない場合で建物表題登記をする必要がないときは省略可)
- ⑥補助建築物及び敷地の写真2点(完成後)
- ⑦補助建築物の内部写真各階2点

様式第2号（第6条関係）

年　月　日

中津川市長 様

申請者 住所

氏名

（法人にあっては法人名及び代表者名）

宣誓書

私が増改築する建築物については、建築基準法第6条第2項に規定する防火地域又は準防火地域に当たらない地域で建築し、床面積が10m²以内であるため、建築等に関する申請及び確認は必要ないことから、中津川市産材で家づくり支援事業の活用に当たり下記のとおり宣誓いたします。

記

1. 床面積が10m²以内であっても、建築基準法を順守しなければいけない項目にあっては、同法を順守し合法的に建築します。
2. 虚偽の申請その他不正な手段により当該建築場所以外に建築しません。

様式第3号(第6条関係)

市產材使用量計算書

注) 材積は、小数点以下第5位を四捨五入し、小数点以下第4位まで記載すること。

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日
様

中津川市長

印

中津川市産材で家づくり支援事業不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった中津川市産材で家づくり支援事業補助金については、審査の結果、次の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

理由：

様式第5号(第10条関係)

年　月　日

中津川市長　様

中津川市産材で家づくり支援事業補助金交付請求書

申請者

〒

住所

氏名

(法人にあっては法人名及び代表者名)

年　月　日付け中津川市補助指令第　　号により交付決定された中津川市
産材で家づくり支援事業補助金を交付されるよう、中津川市産材で家づくり支援事業補助金交付要綱
第10条の規定により請求します。

記

1 補助金請求額　　金_____円

2 振込先口座(申請者本人名義)

金融機関名	本支店名	種別	口座番号	口座名義
銀行	本店	普通		(ふりがな)
信金		当座		
組合		その他		
金庫	支店			
農協				